

「平成 28 年度発注者支援業務等に関する説明会」における 訂正について

平成 27 年 12 月 11 日に開催した標記説明会における配付資料及び質疑応答について、下記のとおり訂正致します。

1. 当日配付資料(P27)下段の訂正 【資料-2(P31)】

4. 平成 28 年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理（河川関係）の場合>

業務種別	資格要件
河川巡視支援 ダム管理支援	<ul style="list-style-type: none">● 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）● 国土交通省登録技術者資格 （施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断）● 河川維持管理技術者● 1 級土木施工管理技士● 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者● RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）● 河川法第 7 7 条第 1 項の河川監理員の経験を 1 年以上有する者● 河川又は道路関係の技術的行政経験を 25 年以上有する者 <p>【ダム管理支援は以下を加える】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 河川法施行規則第 2 7 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第 2 号の研修を修了した者・ 河川法第 50 条第 1 項の管理主任技術者の経験を 5 年以上有する者

追記

河川巡視支援のみ

31

2. 質疑応答の訂正

【質問】

調査設計資料作成業務の受注者が、当該業務発注事務所の発注業務への参加は可能でしょうか？

【回答（訂正）】

調査設計資料作成業務の受注者は、当該業務発注事務所の発注業務※ 1 に参加することはできません。（詳細については個別業務の公告資料をご確認下さい。）

（※ 1 発注業務は、発注者支援業務、公物管理補助業務、用地事務補助業務及び行政事務補助業務を除く全ての業務を言う。）